

# 少量新規化学物質の申出手続について

(令和2年11月30日)

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室  
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室  
環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室

令和3年度以降における化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下「化審法」という。）第3条第1項第5号に基づく少量新規化学物質の製造及び輸入の申出については、本申出手続についてを参考にしてください。

また、申出に係る資料等については、審査の過程で厚生労働省、経済産業省、環境省及び独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）において共有されます。あらかじめご了承ください

- ◇申出は、1物質1用途ごとに行ってください（同一物質でも複数の用途がある場合は複数の申出が必要です。）。
- ◇用途証明書を添付してください（用途証明書を添付できない場合は、理由の記載が必要です。）。
- ◇現在、厚生労働省、経済産業省及び環境省では、少量新規申出のオンライン化を推進しております。**電子申出を行うよう、ご協力をお願いいたします。**

なお、書面による申出の際の押印に関しては、省令改正の状況により今後無くなる可能性がございます。

◎申出の種類と受付期間について

「少量新規化学物質の製造・輸入届出等に係る日程について（お知らせ）」<sup>1</sup> をご参照ください。なお、8月の申出受付はありません。

◎申出の種類と必要書類について

	申出期間前	申出期間
電子申出	e-Gov 電子申請システム利用に必要な申出者コード付与手続のため、下記の書面を提出。 <ul style="list-style-type: none"> <li>電子情報処理組織使用開始申出書（様式 15）<sup>2</sup></li> <li>電子情報処理組織使用変更届出書（様式 16）</li> </ul>	申出システムにより出力した以下のファイルを e-Gov 電子申請システムを通じて提出。 <ul style="list-style-type: none"> <li>申出書（様式 9）<sup>2</sup></li> <li>用途証明書（PDF ファイル形式）</li> <li>構造式ファイル（MOL ファイル形式）</li> </ul>
光ディスク申出	特になし	申出システムにより出力した以下のファイルを光ディスク（1部）に格納し、以下の書面を同封の上、郵送 <sup>3</sup> にて提出。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○光ディスク <ul style="list-style-type: none"> <li>申出書（様式 9）<sup>2</sup></li> <li>用途証明書（PDF ファイル形式）</li> <li>構造式ファイル（MOL ファイル形式）</li> </ul> </li> <li>○書面 <ul style="list-style-type: none"> <li>光ディスク提出票（様式 14）<sup>2</sup>（正本 3部）</li> </ul> </li> </ul>
書面申出	特になし	以下の書面、光ディスク及び返信用封筒を窓口にて提出。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○書面 <ul style="list-style-type: none"> <li>申出書（様式 9）<sup>2</sup>（正本 3部、コピー 1部）</li> <li>用途証明書（コピー 3部）</li> </ul> </li> <li>○光ディスク（1部） <ul style="list-style-type: none"> <li>申出物質の一覧表（CSV ファイル形式）</li> <li>構造式ファイル（MOL ファイル形式）</li> </ul> </li> <li>○返信用封筒（必要部数）</li> </ul>

<sup>1</sup>[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/files/information/shinki/R3uketsukenittei.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/shinki/R3uketsukenittei.pdf)

<sup>2</sup>新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令（昭和 49 年厚生省・通商産業省令第 1 号）

<sup>3</sup>簡易書留又は書留（必要に応じて速達）

## A 電子申出の場合（e-Gov 電子申請システム）

### 【注意事項】

- 「化審法低生産量・少量新規化学物質申出システム ver7.02（以下、「申出システム」という）を公開しています。申出システム ver7.02 を使用して申出を行ってください。申出システム ver7.01 以前のバージョンで出力した申出は受付できませんが、申出システム ver7.02 であれば、ver7.02.XX の XX が最新ではなくても受付可能です。
- 電子申出において、申出内容の不備等による差戻しにより申出の受理に時間がかかる場合がございます。電子申出を実施する方は、申出期間終了日の2営業日前までに申出いただきますようお願いいたします。2営業日前を過ぎての申出の場合、受理できない場合がございます。
- 確認数量の速報について、通知ができない場合がございます。

### A-1. 受付期間

「少量新規化学物質の製造・輸入届出等に係る日程について（お知らせ）」<sup>1</sup>をご確認ください。

電子申出につきましては、**申出システムで作成した**申出書等を最終日の2営業日前までに送付してください。最終日の16:30まで提出することはできますが、申出書等の内容に不備があった場合の差戻し等により、受理できない場合がございます。

### A-2. e-Gov 電子申請システム（電子政府の総合窓口）による電子申出を行う際の事前手続について

(1) e-Gov 電子申請システムにログインするための「申出者コード」の付与を受ける

#### ①新たに電子申出を開始しようとする場合

申出者コードの申出者は、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令（昭和49年厚生省・通商産業省令第1号。以下「届出省令」という。）様式第15の「電子情報処理組織使用開始申出書」の正本3部及び返送先を記載し、必要な郵便料金に相当する切手を貼付した返信用封筒を、「少量新規化学物質の製造・輸入届出等に係る日程について（お知らせ）」<sup>1</sup>に記載する申出期限までに経済産業省に提出（郵送可）して当該申出を行うことにより、厚生労働省・経済産業省・環境省から申出者コードに係る通知書の交付を受けることができます（既に「申出者コード」の付与を受けている場合は、本手続は必要ありません。）。

**※令和元年10月1日より、消費税率の改定に伴い、郵便料金に変更となっておりますので、ご注意ください。**

② 申出者コード付与の申出内容に変更が生じる場合

申出者コードが付与された後に、電子情報処理組織使用開始申出書（届出省令様式第 15）に記載して提出した内容（会社名、所在地、代表者名等）に変更が生じる場合（申出手続期間中に生じる場合も含む。）は、変更内容を記入した電子情報処理組織使用変更届出書（届出省令様式第 16）の正本 3 部を、「少量新規化学物質の製造・輸入届出等に係る日程について（お知らせ）」<sup>1</sup>に記載する提出期限までに経済産業省に提出してください。

なお、変更内容があるにもかかわらず変更届出がなされなかった場合、少量新規化学物質の申出手続自体が無効になる場合もありますのでご注意ください。

③ 届出省令様式第 15（返信用封筒を含む。）、届出省令様式第 16 の提出先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1

経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室審査班宛て

※返送先は、必ず申出者の会社名と返送先住所の会社名が同一になるようにしてください。

※低生産量新規化学物質の確認数量の申出の際も同じ申出者コード、申出者確認コードが使用できます。

A-3. 電子申出手続について

(1) 申出に必要な書類（申出システムから出力した zip ファイルに格納されているもの）

- ・ 申出書
- ・ 用途証明書（PDF ファイル）
- ・ 構造式ファイル

※用途証明書は、申出する全ての用途のものを添付してください。同じ用途のものであって、複数の用途証明書がある場合は、その中の 1 つのみ添付をし、他の事業者の用途証明書については保管してください。

(2) 申出データの作成及び e-Gov 電子申請システムによる送信

① 申出システムの自社パソコンへのインストール

経済産業省ホームページから申出システムをインストールしてください。インストールマニュアルは「A-6. 申出システムについて」をご参照ください

② 申出データの作成

申出者は、**申出システム**を用いて申出データを作成してください。申出データの作成に当たっては、本申出手続の「（別添 1）少量新規化学物質製造・輸入申出書の記載要領」及び申出システムの操作説明書をご参照ください。

**※申出データは、申出システムから出力される圧縮ファイル（以下「zip ファイル」という。）をご提出ください。zip ファイルには「（法人番号）mouhide\_arcX（X：数字）」という名称が自動で付与されますので、付与された名称のままをご提出ください。**

③ 申出データの送信

申出者は、②で作成した自社分の申出データを、e-Gov 電子申請システムを経

由して、送信してください。下記 URL をご参照ください。

- ・ e-Gov 電子申請を使用した少量新規化学物質製造・輸入申出提出マニュアル

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/files/information/shinki/e-gov\\_guide.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/shinki/e-gov_guide.pdf)

#### (イ) 申出の到達

申出は、取込エラー、不備等がないと確認された時点(④(イ))で到達したものとみなされます。また、申出データの送信から受理(⑤(イ))までに要する時間は、申出の混雑状況にもよりますが、1週間程度要する場合がございます。

このため、十分な時間的余裕をもって(可能な限り受付最終日の2営業日前までに)最初の送信を行ってください。

#### (ロ) 多数の物質の申出

多数の物質を申し出る場合も、必ず一つの申出データ(zip ファイル)にまとめて送信してください(④(ロ)で申出の修正を送信する場合を含む。)

ただし、申出件数が多く、申出書の容量が e-Gov 電子申請システムの制限以上になる場合には、e-Gov 電子申請システムから申出することができません<sup>4</sup>。例えば、1000 物質の申出がある場合、500 件、500 件と複数に分けて、それぞれ zip ファイルを作成してください。e-Gov 電子申請システムによる提出は、一回の送信で添付する zip ファイルは必ず一つとしていただき、e-Gov 電子申請システムによる提出は複数回に分けて送信を行ってください。一度に複数の zip ファイルを添付すると、正しく受理されません。

なお、④(ロ)で修正した申出の送信に際し、新たに物質を追加しようとして申出データを作成して送信しても、受理できません。

#### ④ 申出データの到達状況について

申出データ送信後、e-Gov 電子申請システムにて、到達状況を確認してください。

##### (イ) 審査中の場合

⑤に進んでください。

##### (ロ) 拒否通知の場合

「【e-Gov 電子申請システム】 手続終了のお知らせ」及び「【e-Gov 電子申請システム】 連絡事項確認のご連絡」のメールを受領した後に、e-Gov 電子申請システムの公文書・コメント通知一覧から取得するメッセージに「申請

---

<sup>4</sup> 件数が多い場合申請用データのサイズが大きくなり、e-Gov 電子申請システムから申請することができません。申請用データのサイズは MOL ファイルや添付ファイル等のサイズにより変わってくるため、何件程度が適当な件数かは推測できません。申請用データが e-Gov 電子申請システムの制限を超える場合は、選択する申出を制限して「法人番号+mouhide\_arc.zip」ファイルを複数に分けて作成して頂き(例:「法人番号+mouhide\_arc1.zip」、「法人番号+mouhide\_arc2.zip」)、それぞれの「法人番号+mouhide\_arc.zip」ファイルを「e-Gov 電子申請システムを使用した化学物質製造・輸入申出提出マニュアル」に従い別々で手続きください。化審法少量新規化学物質申出システム(ver7.02)操作説明書の「6.2.3 e-Gov 申請用データ出力/CD 申請用データ出力」を参照ください。

を却下させていただきました」旨の内容が含まれていた場合、申出に不備があり到達していません。申出の内容を再度確認し、②から再度実施してください。

#### ⑤ 審査状況及び受理状況について

当該ファイルを申出システムに取り込み、審査状況を確認してください（申出システムの操作説明書「6.3 受理状況表示」をご参照ください。）。

(イ) 差戻し（補正指示）がなく、受理通知が送付された場合

「【e-Gov 電子申請システム】連絡事項確認のご連絡」のメールを受領した後に、e-Gov 電子申請システムの公文書・コメント通知一覧から「Receipt.csv」ファイルを取得し、申出システムの受理状況表示画面において当該ファイルを取り込んだ結果、申出した受付コードが全て受理となっていた場合、申出手続は終了です。

(ロ) 差戻し（補正指示）があった場合

「【e-Gov 電子申請システム】申請・届出書類補正のご連絡」のメールを受領した後に、e-Gov 電子申請システムの公文書・コメント通知一覧から「Receipt.csv」ファイルを取得し、申出システムの受理状況表示画面において「Receipt.csv」ファイルを取り込んだ結果、差戻しがあった場合、該当箇所を修正して再送信してください。再送信の後、適宜、e-Gov 電子申請システムにより、修正が受け入れられ、申出が受理されたことを確認してください。手順については下記 URL をご参照ください。

・ 補正通知再提出の簡易手順

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/files/information/shinki/hoseikanimanual.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/shinki/hoseikanimanual.pdf)

#### A-4. 電子申出の際の注意事項

(1) **申出書の物質名称に文字化けが発生している申出書が散見されます。仮に文字化けが生じた場合、意図しない物質名称が確認通知書に記載されることもありますので、ご注意ください。特にローマ数字や斜体等の特殊文字が物質名称に含まれる場合は文字化けが生じていないか、申出前に必ず申出書作成画面（新規化学物質名称のプレビュー欄）及び印刷等でご確認ください。**

(2) 申出システムに入力する返送先は、必ず申出者の会社名と返送先住所の会社名が同一になるようにしてください。

#### A-5. 確認数量の速報について

例年、e-Gov 電子申請システムを用いて申出を行った事業者には、確認通知書の郵送前に確認数量を e-Gov 電子申請システムを用いてご連絡しておりますが、速報の通知ができないことがございますこと、ご了承ください。

#### A-6. 申出システムについて

申出においては、必ず ver7.02 に更新の上、申出を行ってください。申出システム ver7.02 の詳細については、次の URL にてご確認ください。

[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/todoke/offersystem\\_ver7-0.html](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/offersystem_ver7-0.html)

#### A-7. e-Gov 電子申請システムについて

e-Gov 電子申請システム（申出データを作成する申出システムを除く。）は、総務省行政管理局が運営する行政情報ポータルサイトです。少量新規化学物質の電子申出は、この e-Gov 電子申請システムを窓口として、資料を電子的にご提出いただく仕組みとなっています。

この e-Gov 電子申請システムの操作のお問合せ等は e-Gov ヘルプデスクが担当していますので、詳しくは以下の URL でご確認ください。

なお、平成 31 年 1 月の申出から電子証明書の添付は不要になりました。

- e-Gov 電子申請システムについては、次の URL をご利用ください。

<https://www.e-gov.go.jp/>

- e-Gov 電子申請システムお問合せ先

<https://www.e-gov.go.jp/contact/>

## B 光ディスク申出の場合（郵送）

### 【注意事項】

○光ディスク提出票（届出省令様式第14）を書面で提出するとともに、申出書、用途証明書、構造式ファイルを申出システムにより出力した zip ファイルを格納した光ディスク（CD・DVDに限る。）をご提出いただきます。

### B-1. 受付期間及び光ディスク提出先

#### (1) 受付期間

「少量新規化学物質の製造・輸入届出等に係る日程について（お知らせ）」<sup>1</sup>をご確認ください。

申請書類は、必ず受付最終日までに（3）の光ディスク提出先に到着するように郵送してください。受付最終日を過ぎて到着した申請書類については、受理できませんので、ご注意ください。

なお、申出は、当局担当者による目視の確認の結果、不備等がないと確認された時点で到達したものとみなされます。申出の混雑状況にもよりますが、確認が終了するまで、1週間程度は要すると見込まれます。このため、十分な時間的余裕をもって郵送してください。

#### (2) 光ディスク提出先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室審査班宛て

※簡易書留又は書留で郵送してください。

※封筒表面に「化審法少量新規申出書在中」と記載してください。

### B-2. 光ディスクによる申出手続について必要な書類

#### (1) 申出に必要な書類

○光ディスク（申出システムから出力した zip ファイルに格納されているもの）

- ・申出書
- ・用途証明書（PDF ファイル）
- ・構造式ファイル

○書面

- ・光ディスク提出票（届出省令様式14）（正本3部）

#### (2) 申出データの作成及び郵送

##### ① 申出データの作成及び郵送

A-3.（2）を参照し、申出データを作成してください。作成した申出データを光ディスクに保存し、B-2.（1）の光ディスク提出票（届出省令様式14）とともにB-1.（3）の光ディスク提出先まで郵送してください。

※申出システムから出力した zip ファイルをそのまま光ディスクに格納して



ください。

※光ディスクは1法人1ディスクにまとめ、企業名、法人番号、申出日を光ディスクの表面にご記載ください。

※用途証明書は、申出する全ての用途のものを添付してください。同じ用途のものであって、複数の用途証明書がある場合は、その中の1つのみ添付をしてください。他の事業者の用途証明書については保管してください。

#### ②差戻し（補正指示）があった場合

申出内容に不備があった場合は、当局担当者から「Receipt.csv」ファイルが送付されます。申出システムの受理状況表示画面において「Receipt.csv」ファイルを取り込み、該当箇所を修正した上で、新しく申出データを作成し、再度光ディスクを郵送してください。

#### B-3. 申出システムについて

申出システムにつきましては、「A-6 申出システム」を参照してください。

#### B-4. 光ディスク申出の際の注意事項

- (1) **申出書の物質名称に文字化けが発生している申出書が散見されます。仮に文字化けが生じた場合、意図しない物質名称が確認通知書に記載されることもありますので、ご注意ください。特にローマ数字や斜体等の特殊文字が物質名称に含まれる場合は文字化けが生じていないか、申請前に必ず申出書作成画面（新規化学物質名称のプレビュー欄）及び印刷等でご確認ください。**
- (2) 返送先は、必ず申出者の会社名と返送先住所の会社名が同一になるようにしてください。

## C 書面申出の場合（郵送）

### 【注意事項】

- 申出書、用途証明書（コピー）を書面で提出するとともに、申出物質の名称の一覧表リスト（CSV ファイル形式）、構造式ファイル（MOL ファイル形式）を格納した光ディスク（CD・DVDに限る。）及び必要な郵便料金に相当する切手を貼付した返信用封筒（必要部数）をご提出いただきます。
- 構造式ファイルの提出に当たっては、molFileCheck ツールにてエラーチェックを行ったものを光ディスク（CD・DVDに限る。）に格納してください。
- 令和3年度においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送により受付を行う行いますが、郵送から窓口へ受付方法を変更する場合があります。その場合は、受付開始の1ヶ月前までにお知らせいたします。
- 複数の申出を行う場合、郵送は1事業者1郵送物にまとめてください。

### C-1. 受付期間及び書面申出提出先

#### (1) 受付期間

「少量新規化学物質の製造・輸入届出等に係る日程について（お知らせ）」<sup>1</sup>をご確認ください。申出期間内の消印有効です。

#### (2) 書面申出提出先

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1丁目2-2

環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室 宛

※簡易書留又は書留で郵送してください。

※封筒表面に「化審法少量新規申出書在中」と記載してください。

### C-2. 書面による申出手続について

#### (1) 申出に必要な書類等

##### ○書面

- ・申出書（届出省令様式9）（正本3部、コピー1部）  
※C-4（3）～（6）の注意事項をご覧ください。
- ・用途証明書（コピー3部）  
※C-4（7）～（9）の注意事項をご覧ください。

##### ○光ディスク（1部）（CD・DVDに限る。）

- ・申出物質の一覧表（CSV ファイル形式）
- ・構造式ファイル（MOL ファイル形式）  
※C-4（10）～（14）の注意事項をご覧ください。

(2) 同封が必要な資料等

○参考資料

- ・法人番号確認用資料（法人番号指定通知書のコピー、法人番号が記載されている HP のコピー等）（1部）
- ・前年度の確認通知書のコピー（表紙だけでなく別紙部分も含む）（1部、申出物質）

○返信用封筒（必要部数）

※C-4（15）～（17）の注意事項をご覧ください。

C-4. 書類による申出の際の注意事項

<全体にわたる注意事項>

- (1) 書面申出直前チェックシート（次の URL）を活用して、提出資料の不足や不備がないことをご確認ください。

[https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/syouryou\\_syomen\\_checksheet.html](https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/syouryou_syomen_checksheet.html)

- (2) 提出書類は、**必ず会社ごと（部署別、事業所別の申出はご遠慮ください。）に一括して直接提出してください。**確認通知書の郵送は事業者につき一部となりますので、郵送先を明確に記載してください（郵送先は必ず申出される事業者宛てとなるようにしてください）。

<申出書の記載に係る注意事項>

- (3) 本欄記載の注意事項の他、**別添1をご確認**ください。

- (4) 申出書の記載について、受付コードに記載する法人番号の誤りが多数見受けられます。提出前にご確認ください。

- (5) 申出書の構造式の記載について、欄が狭く記載が難しい場合は別紙を添付資料として提出してください。その場合、**申出書中の「⑩受付コード」を別紙右上に記入**ください。

- (6) 物質名称について、申出書と申出物質の名称の一覧表（CSV ファイル形式、光ディスクに格納したもの）で記載の異なるものが多数見受けられますので、申出書及び一覧表の記載が同一であることを提出前にご確認ください。特に、「-（ハイフン）」／「ー（長音）」等の違いには十分に留意してください。また、半角は避け、全て全角での記載としてください。

なお、申出物質の名称の一覧表について、特殊文字（上付き、下付き、ローマ数字、斜体）を使用した化学物質名称の場合は、入力ルールに従って物質名称を入力するようお願いいたします。詳しくは「（別添2）申出物質の一覧表の作成について」をご参照ください。

<用途証明書に係る注意事項>

- (7) 用途証明書は、申出する全ての用途のものを添付してください。同じ用途のものであって、複数の用途証明書がある場合は、その中の1つのみ添付

をしてください。他の事業者の用途証明書については保管してください。

- (8) 用途証明書には申出書中の「**⑩受付コード**」を右上に記入ください。
- (9) 用途証明書が添付できない場合は、**申出書の参考事項の欄にその理由をご記載ください。また、用途番号は無記入**としてください（別添1参照）。

＜光ディスクに係る注意事項＞

(10) 光ディスクは1法人1ディスクにまとめ、企業名、法人番号、申出日を光ディスクの表面にご記載ください。

- (11) **申出物質の一覧表は平成31年度と様式が異なります**のでご注意ください。
- (12) **(別添2)「申出物質の一覧表の作成について」をご確認の上、CSV形式のファイルを作成**してください。申出書の「確認を受けようとする年度の受付コード」「前年度又は直近の確認を受けた年度の受付コード」及び「新規化学物質の名称」と一致するようにしてください。
- (13) **構造式ファイルは molFileCheck ツールにてエラーチェックを行ったものをご提出ください。** molFileCheck ツールについては、「(別添1)少量新規化学物質製造・輸入申出書の記載要領」の1.(3)「新規化学物質の構造式又は示性式」をご参照ください。
- (14) 構造式ファイルに誤りがある場合、短い期間で当局担当者及び **NITE からの修正依頼に**応じていただく必要がありますので、**誤りの無いよう**ご注意ください。

＜返信用封筒に係る注意事項＞

(15) 返信用封筒は、申出のあった物質について厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣による確認通知書又は不確認通知書を申出者に郵送するために使用しますので、日本産業規格A4判の大きさの用紙を折らずに入れられる封筒に宛先(住所、担当部署名等)を明記の上、**簡易書留又は書留(必要に応じて速達)扱いとし、必要な郵便料金に相当する切手(簡易書留の場合、通常は440円分)**を貼付の上、提出してください。その際、**封筒に「簡易書留」等赤字で記載**をお願いします。定形外封筒の場合、定形封筒と料金が異なりますので、ご注意ください。**また、必要な金額が不足している場合は追送頂きます。**なお、レターパックライトは原則受け付けいたしません。

なお、返信用封筒の宛先は、誤送防止のため、必ず申出者の会社名と一致させることとし、個人情報保護の観点から、個人名は記入せず、郵送先の部署名と担当係を記入していただきますようお願いいたします。

申出は、**必ず会社ごと一括して提出**して下さるようお願いしております。やむを得ない理由により、同一の受付回の中で、複数回に分けて申出された場合は、申出ごとに分けて発出いたしますので、返信用封筒は申出ごとに1部ずつご用意ください。

(16) **用途証明書（確認書）が添付されていない申出の場合、各月に確認又は不確認通知書を発送いたします。そのため、確認・不確認通知書発送に必要な郵便料金に相当する切手を貼付した封筒を全月分まとめてご提出ください。**

（例：申出数量が 500kg の場合、各月で上限 100kg の確認通知書が 5 回にわたり発出される（確認される数量が 500kg であった場合）ため、必要な郵便料金に相当する切手を貼付した返信用封筒を 5 部をご用意いただく必要があります。）

(17) 用途証明書（確認書）添付無しの申出において、確認が留保されている分が年度途中で不確認となった場合、切手につきましては未使用のものはお返しいたしますが、まとめてご提出いただいた封筒についてはこちらで処分させていただきます。

#### <その他の注意事項>

(18) 過去に申し出た物質と同一の物質について引き続き申出（継続申出）を行う場合には、申出書の記載に当たり、過去に申出し確認を受けた際の確認通知書の別紙に記載された物質名の記載と合っているかご確認のうえ、申出を行ってください。なお、過去の確認通知書において、半角で表記されているものは、全角に書き換えたものをご提出ください。また、今年度から物質名を変更される場合は、過去に申出を行い、確認を受けた物質と同一の物質であることを確認する必要があるため、過去の申出書を郵送してください。

D その他 少量新規化学物質の申出手続全般に係る注意事項

- (1) 申出をしようとする化学物質については、製造・輸入の実績数量及び今後の計画等により確度の高いものに絞り、**申出の必要性のない物質については、申出を控えるようご協力ください**。また、申出数量については、前年の製造・輸入実績数量を十分考慮し、計画のない化学物質の申出あるいは計画している数量以上の申出は厳に慎んでください。
- (2) 同一物質を複数の用途で申し出る場合、申出する全ての用途の製造予定数量及び輸入予定数量の合計が1トンを超えないように申出を行ってください。また、低生産量で既に確認を受けている物質の場合（低生産量に係る環境排出量が1トン未満の場合に限る\*）は、申出する製造予定数量及び輸入予定数量に排出係数をかけた環境排出量と低生産量に係る環境排出量との合計が1トンを超えないように申出を行ってください。
- ※ 低生産量に係る環境排出量が1トン以上の場合、「低生産量新規化学物質の申出手続について」に従って、低生産量の申出を行ってください。
- (3) 電子申出データの入力ミス及び提出書類の記載ミスは、事務処理に多大な支障を及ぼすため、申出内容には誤りのないよう、申出者が事前に十分点検してください。特に、新規化学物質の名称、構造式、成分組成及び少量新規化学物質電算処理コードについては、誤りのないよう厳重な点検を行ってください。誤りのある申出により確認を受けた場合には、虚偽の記載として確認を取り消される場合や新規化学物質の未届製造・輸入として化審法違反に問われる場合がありますので、十分ご注意ください。なお、申出後（電子申出の場合は「受理」後とする。）の化学物質の名称等記入内容の変更は認めておりません。
- (4) 本件については厚生労働省ホームページ (<https://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/kashin/todoke/shinki.html>)、経済産業省ホームページ ([https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/todoke/shinki\\_shoryo\\_index.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/shinki_shoryo_index.html)) 及び環境省ホームページ (<https://www.env.go.jp/chemi/kagaku/index.html>) からもご覧になれます。
- (5) 本申出に係るお問合せについては、以下までご連絡ください。

(連絡先)

経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室

電話番号 03-3501-0605

所在地 〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

お問合せメールフォーム：

[https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/kagaku/kannrika\\_toiawase](https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/kagaku/kannrika_toiawase)

(電子申出に関するお問合せはこちら。)

[shoryoshinki-system@meti.go.jp](mailto:shoryoshinki-system@meti.go.jp)

## (別添1) 少量新規化学物質製造・輸入申出書の記載要領

申出書の作成に当たり、問合せの多い事項及びご注意いただきたい事項について以下に記しますので、参考としてください。これ以外の点についても、申出書等の記入に誤りや漏れがないか再度ご確認ください。誤りのある申出により確認を受けた場合には、虚偽の記載としての確認の取消や新規化学物質の未届製造・輸入として化審法違反に問われる場合がございますので、十分ご注意ください。なお、書面による申出の場合、申出書の記入に誤りがあったときは、捨印による修正が出来なければ受理できません。

### 1. 申出書等について

#### (1) 「事業場の名称」及び「所在地」

実際に製造する会社・事業所の正式な名称及びその所在地（ビルの名称等は不要）を記入してください。製造と輸入の両方を予定している場合には、「新規化学物質を輸入しようとする場合にあっては、当該新規化学物質が製造される国名又は地域名」の欄に、国名又は地域名も記載してください。

#### (2) 「新規化学物質の名称」

IUPAC（国際純正・応用化学連合）名称は日本語で記入してください。なお、商品名や略称等でも構いませんが、必ず、製造・輸入された物質が、確認を受けた物質であることが識別できる名称にしてください。また、半角での記入は避け、全て全角での記入としてください。

この欄に記入される化学物質名称で確認通知書が施行されますので、この名称が誤っていた場合、確認を受けた物質であっても製造・輸入できなくなる場合がありますのでご注意ください。

#### (3) 「新規化学物質の構造式又は示性式」

構造式又は示性式は MOL ファイル形式による構造式ファイルを電子データで提出してください。

MOL ファイル形式による構造式ファイル作成に当たり注意事項がございますので、「少量新規化学物質の構造式ファイル作成に係る事業者ガイダンス第 1.3 版」<sup>5</sup>をご確認の上、作成してください（（参考1）「構造式ファイルの作成について」をご参照ください。）。

「少量新規化学物質の構造式ファイル作成に係る事業者ガイダンス第 1.3 版」を参照しても、MOL 形式による構造式ファイルの作成が困難な場合は、その物質を特定するために参考となる情報を添付してください。

なお、書面申出の場合は、molFileCheck ツールにてエラーチェックを行ってください。molFileCheck ツールを利用すると、ツールが受付番号でファイル名を付与します。それを光ディスクに格納してください。また、作成した構造式ファイルの画像データ（png 等）を申出書の本欄に貼付けをしてください。

[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/todoke/molfilechecktool.html](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/molfilechecktool.html)

<sup>5</sup> [https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/files/information/shinki/kouzoushikisakuseiguidancel.3.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/shinki/kouzoushikisakuseiguidancel.3.pdf)

なお、欄が狭く記載が難しい場合は別紙を添付資料で提出する事も可能ですが、その場合は、**申出書中の「⑩受付コード」を右上に記入**ください。

(4) 「新規化学物質の物理化学的性状」

外観、融点、沸点、各種溶媒への溶解度等を記入してください。

(5) 「成分組成」

製品中の成分について合計が 100%となるよう記入してください。1%以上含まれる新規化学物質については、原則申出の対象となります。化審法に従った手続を行っているのであれば、その旨記載してください。既存化学物質を含有する場合は、その物質の官報公示整理番号も記入してください。

例 1：同時に少量新規（○○○○）の申出等を行っている場合

当該新規化学物質 95-96%

○○○○（□□□□□□□□□□） 4-5%

※□□□□□□□□□□には同時に申出している少量新規の受付コードを明記してください。

例 2：製品中の成分に一般化学物質を含む場合

当該新規化学物質 95-96%

メタン（2-1） 4-5%

※官報公示整理番号を（ ）に明記してください。

例 3：不純物が1%未満の場合

当該新規化学物質 99-100%

不純物（1%未満） 0-1%

※（ ）で1%未満であることを明記してください。

(6) 「確認を受けようとする年度」

年度は元号で記入してください。（例：令和3年度）

(7) 「製造予定数量又は輸入予定数量」

当該年度の製造・輸入予定数量を記載してください。kg 単位でご記載ください。なお、書面の場合は電算処理コード「⑤申出数量」と一致するようにしてください。また、製造と輸入の両方を予定している場合は、製造と輸入の合計数量を記載してください。

(8) 「新規化学物質の用途番号」

（参考2）「用途番号・用途分類の選択について」の用途番号をご記載ください。併せて、用途証明書を添付してください。（参考3）「用途証明書の添付について」をご参照ください。

一度に複数の用途について申出する場合は、最大6つまで同時に申出が可能です。ただし、複数の用途で申出した場合は、申出した用途のうち最も大きい排出係数を用いて環境排出量を算出しますので、ご注意ください。書面の場合は、必ず電算処理コード「④用途番号」と内容が一致するようにしてください。

**用途を証明する書類を添付できない場合は、空欄**にしてください。

(9) 「参考事項」

「参考事項」には「前年度の実績数量（確認数量、実績数量）に関する情報」



と「用途証明書に関する情報」を記載する必要があります。

(ア) 前年度の実績数量に関する情報

同一物質かつ同一用途に係る前年度の実績数量（確認数量、実績数量）の総量をご記載ください。

第1回申出においては、前年度の確認数量は**第9回（令和2年12月到着分）までの確認数量**、前年度の実績数量は**令和2年4月1日～令和2年12月31日までの実績数量**を正確に記入してください。

第2回以降の申出については、前年度分（令和2年4月1日～令和3年3月31日）をご記載ください（書面の場合、電算処理コード「⑧前年度の実績数量」にも同じ数量をご記載ください。電子の場合は自動で転記されます。）。

本数量については、立入検査において精査することがあります。

(イ) 用途証明書に関する情報

(i) 用途証明書を商品名で取得した場合

(2) 「新規化学物質の名称」がIUPAC名称の場合で、用途証明書を商品名で取得した場合は参考事項に用途証明書の商品名をご記載ください。

(例) 商品名「ABC」

(ii) 用途を証明する書類を添付できない場合

**用途を証明する書類を添付できない場合は、その理由をご記載ください。**

(例) 「使用者から用途証明書の提出を断られた」等

(10) 「申出年月日」

元号で記入してください。（例：令和3年1月21日）

申出書の提出日をご記載ください。

なお、電子及び光ディスクによる申出の場合は、申出を確認した時点で到達したものとみなされますので、行政側の当局担当者にて確認した年月日に差し替えを行います。

(11) 「代表者の氏名」

同一事業者の申出であるにもかかわらず、代表者の役職名が統一されていないことがありますので、ご注意ください。

(12) 「印」※書面のみ

代表者印（例：法人登記されている社長印）は必ず押印してください。会社印、代表者の個人印ではありませんのでご注意ください。

(13) 「連絡担当者」

申出内容の確認は、連絡担当者宛てに行い、郵送に関する確認は申出される事業者宛てに行います。連絡担当者の所属会社等が申出者と異なる場合は、連絡担当者欄に所属会社名もご記入ください。

(14) 宛先は3大臣宛てとなりますのでご注意ください。

(15) 申出書の上部中央に代表者印を捨印として押してください。※書面のみ

(16) ご記載いただく書式は明朝体での記載をお願いします。※書面のみ

(17) 申出書（正本）には修正液等による修正を行わないでください（修正液等により修正された申出書は受理できません。）※書面のみ

## 2. 少量新規化学物質電算処理コードについて

- (1) 「①高分子化合物の記載」、「②主成分を記載」、「③原料の記載」  
「1 (=有)」か「2 (=無)」のどちらかを必ずご記載ください。

選択に当たっては、(参考4) 「「高分子化合物の記載」等の選択について」  
をご参照ください。

- (2) 「④用途番号」

申出書の「新規化学物質の用途番号」で記載した用途番号を左から順にご記載ください。用途証明なしの場合、空欄にしてください。

- (3) 「⑤申出数量」

当該年度の製造・輸入予定数量を記載してください。なお、1.(7)「製造予定数量又は輸入予定数量」と一致するようにしてください。

- (4) 「⑥過去の確認物質」

申出を行う物質とその用途が前年度に確認を受けた物質とその用途と同じ場合は、確認「1 (=有)」を記入してください。申出を行い、不確認となったものについても、確認「1 (=有)」を記入してください。なお、前々年度以前に確認を受けたことがある物質であっても、前年度に申出を行っていない物質については、確認「2 (=無)」を記入してください。

- (5) 「⑦前年度の確認数量」、「⑧前年度の実績数量」

同一物質かつ同一用途に係る「⑦前年度の確認数量」、「⑧前年度の実績数量」をご記載ください。前年度に複数回申し出た場合は、それぞれ総量を記入してください。

第1回申出においては、前年度の確認数量は**第9回(令和2年12月到着分)までの確認数量**、前年度の実績数量は**令和2年4月1日～令和2年12月31日までの実績数量**を正確に記入してください。第2回以降の申出については、前年度分(令和2年4月1日～令和3年3月31日)をご記載ください。

- (6) 「⑨前年度の確認環境排出数量」、「⑩前年度の実績環境排出数量」

「⑦前年度の確認数量」、「⑧前年度の実績数量」に確認を受けた用途のうち最大の排出係数を用いて算出した「⑨前年度の確認環境排出数量」、「⑩前年度の実績環境排出数量」をご記入ください。前年度に複数回申し出た場合は、それぞれ総量を記入してください。

- (7) 「⑪前年度又は直近の確認を受けた年度の受付コード」

前年度の受付番号をご記載ください。前年度に申出を行い、不確認となった場合についても、不確認となった申出の受付番号を記載してください。なお、前々年以前の受付コードを記載する必要はありません。前年度に複数回申し出た場合は、前年度の最初の回に申し出した際の受付番号をご記載ください。

なお、当該年度分の申出についてはご記載いただく必要はありません(第2回以降の申出の場合)。

- (8) 「⑫確認を受けようとする年度の受付コード」

受付番号は以下のルールに従って記入してください。

○ 1～13桁目 : 法人番号

- 14～15 桁目：申出年度（西暦下 2 桁、2021 年度の場合「21」）
- 16～19 桁目：当該年度における申出番号（空きの番号が出ないように「0001」から順番に付与してください。）
- ※法人番号は、国税庁より付与された 13 桁のものを記載してください。法人番号は下記の gBizINFO サイトで調べることができます。  
(<https://info.gbiz.go.jp/>)
- ※少量新規及び低生産量新規の申請において、既に使用した申出番号については、受け付けることができませんので、ご注意ください。
- ※同じ物質で異なる用途の申出書が複数ある場合は、それらの申出番号は連番を付与してください。
- ※同じ物質でも申出回が異なる場合は、異なる番号をご記載ください。

## (別添2) 申出物質の一覧表の作成について

### 1. 作成について

「少量新規申出物質の一覧表.csv」のファイルに、以下の記入例及び「図表 1.2 申出物質の一覧表記入例」を参照し、2行目以降を入力してください。1行目はヘッダ行となりますので、修正しないようお願いいたします。

記入例)

=====

法人番号 (13桁), 年度+申出番号 (6桁), (前年度又は直近の確認を受けた年度) 法人番号 (13桁), (前年度又は直近の確認を受けた年度) 年度+申出番号 (6桁), 新規化学物質の名称

1150123456789, 200001, , , 新規化学物質 A

1150123456789, 200002, 1150123456789, 190004, 新規化学物質 B

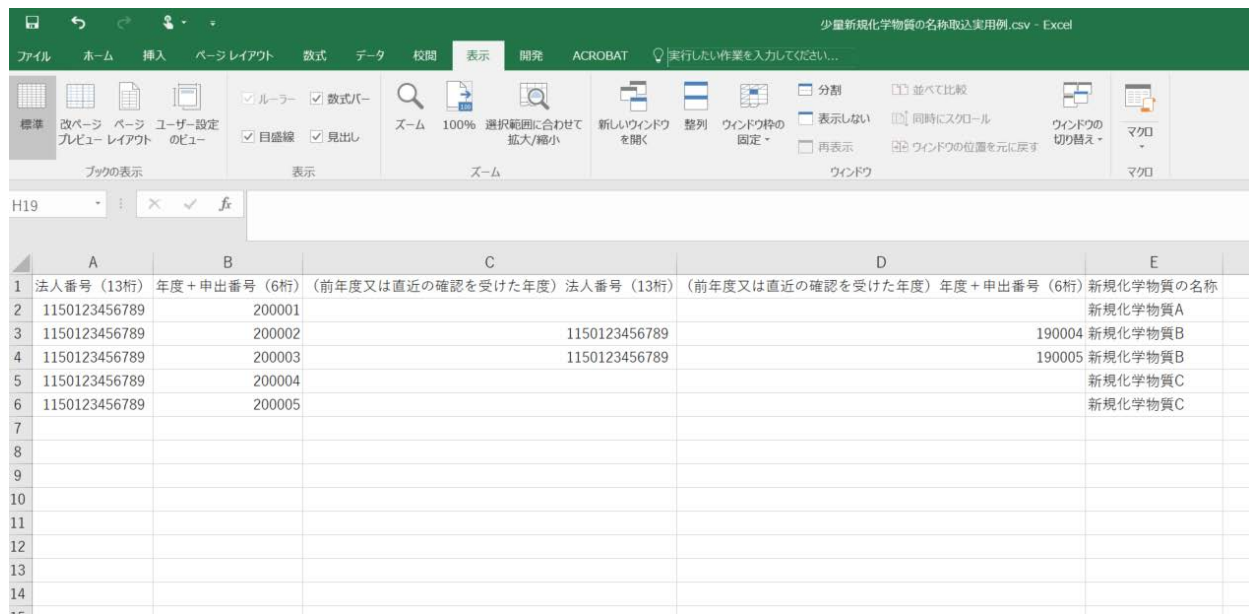
1150123456789, 200003, 1150123456789, 190005, 新規化学物質 C

1150123456789, 200004, , , 新規化学物質 D

1150123456789, 200005, , , 新規化学物質 E

=====

図表 1.2 申出物質の一覧表記入例



The screenshot shows an Excel spreadsheet with the following data:

	A	B	C	D	E
1	法人番号 (13桁)	年度+申出番号 (6桁)	(前年度又は直近の確認を受けた年度) 法人番号 (13桁)	(前年度又は直近の確認を受けた年度) 年度+申出番号 (6桁)	新規化学物質の名称
2	1150123456789	200001			新規化学物質A
3	1150123456789	200002	1150123456789	190004	新規化学物質B
4	1150123456789	200003	1150123456789	190005	新規化学物質B
5	1150123456789	200004			新規化学物質C
6	1150123456789	200005			新規化学物質C
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

### 2. 入力ルール

- ・ 法人番号 (13桁) : 受付コードのうち、13桁の法人番号を入力
- ・ 年度+申出番号 (6桁) : 受付コードのうち、下6桁 (年度2桁+申出番号4桁の合計6桁) を入力

- ・（前年度又は直近の確認を受けた年度）法人番号（13桁）：前年度又は直近の確認を受けた年度の受付コードのうち、13桁の法人番号を入力
- ・（前年度又は直近の確認を受けた年度）年度＋申出番号（6桁）：前年度又は直近の確認を受けた年度の受付コードのうち、下6桁（年度2桁＋申出番号4桁の合計6桁）を入力
- ・新規化学物質の名称：受付コードに対する新規化学物質の名称を入力（半角での記入は避け、全角での記入としてください。）

※文字コードはSJISで入力ください。

Excelで記入する場合には、受付コードを入力した際（又は、ファイルを開いた際）にExcelの仕様により「4E+18」といった形式で表示されてしまいます。

その状態で保存した場合、その表示内容がそのままCSV形式で保存されてしまいますので、以下のような対応を行ってください。

- ・エクセルでの入力方法（修正時も同様の手順が必要となります）
  - ①「少量新規申出物質の一覧表.csv」を開く。
  - ②A列を選択する。
  - ③A列で右クリック→「セルの書式設定」を選択する。
  - ④分類にて、「数値」を選択しOKを押す。
  - ⑤B列を選択する。
  - ⑥B列で右クリック→「セルの書式設定」を選択する。
  - ⑦分類にて、「数値」を選択しOKを押す。
  - ⑧C列を選択する。
  - ⑨C列で右クリック→「セルの書式設定」を選択する。
  - ⑩分類にて、「数値」を選択しOKを押す。
  - ⑪D列を選択する。
  - ⑫D列で右クリック→「セルの書式設定」を選択する。
  - ⑬分類にて、「数値」を選択しOKを押す。

※A～D列は同時に書式変更していただいても問題ありません。

  - ⑭提出する申出全てに対する、法人番号（13桁）、年度＋申出番号（6桁）、新規化学物質の名称（全角表記）を入力する
  - ⑮保存を行う。
  - ⑯「CSV（カンマ区切り）として保存する場合、ブックの一部の機能が失われる可能性があります。」と表示されるので、「はい」を選択する。
  - ⑰保存されたCSVファイルをメモ帳などにドラッグ&ドロップし、表示された内容がエクセルで作成したものと同一内容になっているか確認する（特に、受付コードが「4E+18」といった記載になっていないか留意のこと）。
  - ⑱確認後のCSVファイルをご提出ください。

※編集時は必ず上記操作を行っていただく必要があります。

### 3. ファイル名について

光ディスク（1部）（CD・DVDに限る。）に保存する申出物質の一覧表のファイル名は（csv形式）、冒頭部分に【社名\_法人番号\_物質件数】を入力してください。

記載例）【〇〇株式会社\_法人番号\_20件】moshidebussitsu\_itiranhyo.csv

### 4. 重要

特殊文字（上付き、下付き、ローマ数字、斜体）を使用した化学物質名称の場合は、CSV ファイル形式では保存されませんので、以下の方法のいずれかにより入力をお願いいたします。

#### (1) 申出システムを使用する方法

入力手順は以下のとおりです。

- ①申出システムを起動し、申出書データ入力画面を開く。
- ②画面上の新規化学物質名称の欄に該当する化学物質名称を入力し、「上付」「下付」「ローマ数字」「斜体」のボタンを使用し、レイアウトを調整する。
- ③その直下の欄に表示イメージが出力されるので、想定通りのものが表示されていることを確認する。（されていない場合は②の手順で修正を行ってください。）
- ④③で問題がないことが確認できたら、②の入力欄のテキストの内容を全てコピーし、CSV ファイル内の「新規化学物質の名称」の列に入力する。

※申出システムのインストールについては、「A-6. 申出システムについて」をご参照ください。

#### (1) 記入ルールを使用する方法

以下の入力ルールに従って、CSV ファイル内の「新規化学物質の名称」の列に入力してください。

上付き           ↑ 1 ↓  
下付き           ↓ 1 ↑  
ローマ数字   △ 1 ▽  
斜体             ▲ N ▼

※ 1、Nは特殊文字の対象となる文字。

#### ① 上付きの具体例

○化学物質名称

トリシクロ [5. 2. 1. 0<sup>2, 6</sup>] デカー 8 - イル = メタクリラート

○CSV ファイルに記入する化学物質名称

トリシクロ [5. 2. 1. 0↑2, 6↓] デカー 8 - イル = メタクリラート

② 斜体の具体例

○化学物質名称

*N*-メチルアセトアミド

○CSV ファイルに記入する化学物質名称

▲N▼-メチルアセトアミド

③ ローマ数字の具体例

○化学物質名称

硫化チタン (IV)

○CSV ファイルに記入する化学物質名称

硫化チタン (△4▽)

④ 複数ある具体例

○化学物質名称

6, 6'-エチレンビス (6 *H*-6 λ<sup>5</sup>-ジベンゾ [*c*, *e*] [1, 2] オキサホスフィニン-6-オン)

○CSV ファイルに記入する化学物質名称

6, 6'-エチレンビス (6 ▲H▼-6 λ↑5↓-ジベンゾ [▲c▼, ▲e▼] [1, 2] オキサホスフィニン-6-オン)

### (参考1) 構造式ファイルの作成について

構造式ファイル作成に当たっては、「少量新規化学物質の構造式ファイル作成に係る事業者ガイダンス第1.3版」及び「少量新規化学物質の構造式ファイル作成に関するFAQ第1.2版」(URLは下記参照)をご参照ください。なお、構造式ファイル作成の際、化学物質の構造式の描画については、図表1.2のソフトを使用してください。図表1.2以外のソフトを使用して描画した申出は、構造式ファイルからのコード化が適切にできないため、原則受け付けることができません。

少量新規化学物質の構造式ファイル作成に係る事業者ガイダンス第1.3版  
[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/files/information/shinki/kouzoushikisakuseiguidance1.3.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/shinki/kouzoushikisakuseiguidance1.3.pdf)

少量新規化学物質の構造式ファイル作成に関するFAQ第1.2版  
[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/files/information/shinki/kouzoushikisakuseiFAQ1.2.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/shinki/kouzoushikisakuseiFAQ1.2.pdf)

図表 1.2 申出手続に利用可能な描画ソフト

種類	ソフト名称	確認済みバージョン	対応OS	対応言語	マニュアル	開発元	ダウンロード・利用先URL
有償ソフト	ChemDraw	ChemDraw Professional/Prime 16, 17, 18, 19  ChemDraw Direct	Windows、Mac OS	英語	あり(日本語)	PerkinElmer (CambridgeSoft)	<a href="http://informatics.perkinelmer.co.jp">http://informatics.perkinelmer.co.jp</a>
フリーソフト	MarvinJS	/	Windows、Mac OS	英語	あり(日本語)	Chemaxon	<a href="https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/syouryou/mol/">https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/syouryou/mol/</a>
	BIOVIA Draw	2017 R2 2018	Windows	英語	あり(日本語)	Dassault Systems	<a href="https://discover.3ds.com/biovia-draw-academic">https://discover.3ds.com/biovia-draw-academic</a>

※出力する MOL ファイル形式のバージョンは V3000 又は V2000 をご利用ください。ただし、MarvinJS は V3000 をご利用ください。

※molFileCheck ツールについて (書面申出を行う場合)

- 書面申出を行う場合も、化学構造の構造式ファイルを光ディスクで提出してい



ただが必要です。

- 書面申出の場合は、申出書データと合わせてファイル化できないため、molFileCheck ツールでエラーチェックを行ってください。
- molFileCheck ツールを利用すると、ファイル名が受付コードで付与されるので、ファイル名を変えることなく、ご提出ください。

詳しくは下記 URL をご参照ください。

[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/todoke/molfilechecktool.html](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/molfilechecktool.html)

## (参考2) 用途証明書の添付について

少量新規化学物質の申出には、用途証明書の添付が必要です。書面申出の際、用途証明書には右上に申出書の「⑩受付コード」をご記入ください。また、用途証明書を添付できない場合については、申出書の用途番号の欄は空欄としてください。

用途証明書の取得に当たっては、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に規定する審査特例制度の申出において添付する用途証明書について（お知らせ）」をご確認ください。

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/files/information/shinki/youtoshoumeisyosirase.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/shinki/youtoshoumeisyosirase.pdf)

### ○申出書に添付する用途証明書を作成する者について

申出書に添付する用途証明書を作成する者は新規化学物質又はその調合品が48分類のいずれかの用途に使われることを特定できる使用者<sup>123</sup>とします。そのため、原則、工業的に使用<sup>4</sup>する調合品、又は家庭用・業務用で使用する製品を製造する者が想定されます。

詳しくは下記 URL をご参照ください。

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/files/information/shinki/youtosyomeisyosakuseinituite.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/shinki/youtosyomeisyosakuseinituite.pdf)

---

<sup>1</sup> 環境排出数量は、48 分類の用途ごとに設定されていますので、用途証明書はこれらの用途を特定できる使用者が作成する必要があります。

<sup>2</sup> いわゆる「商社」は使用者には当たりません。ただし、商社が化学物質を輸出する場合には、「輸出用」の用途証明書を作成することができます。なお、用途分類の「輸出用」とは、化学物質又はその調合品を輸出することを指しており、「製品」（成形品又は一般消費者用に小分けされた混合物をいう。）を輸出する場合には該当しません。

<sup>3</sup> 製造・輸入者が自ら使用・輸出する場合には、社内で使用・輸出する責任者が用途証明書を作成することができます。

<sup>4</sup> 工場内で製品又は他の化学物質を製造する際に、その原材料として又は工程で使用することをいいます。

(参考3) 「用途番号・用途分類の選択について」

審査特例制度の用途番号をご使用ください。また、用途証明書を添付できない場合については、用途番号の欄は空欄としてください。

なお、一般化学物質等の製造・輸入数量等の届出において使用可能な用途番号「198 その他原料、その他の添加剤」は、審査特例制度においては使用できませんのでご注意ください。

用途番号	用途分類	係数
101	中間物	0.004
102	塗料用、ワニス用、コーティング剤用、インキ用、複写用又は殺生物剤用溶剤	0.9
103	接着剤用、粘着剤用又はシーリング材用溶剤	0.9
104	金属洗浄用溶剤	0.8
105	クリーニング洗浄用溶剤	0.8
106	その他の洗浄用溶剤（104及び105に掲げるものを除く。）	0.8
107	工業用溶剤（102から106までに掲げるものを除く。）	0.4
108	エアゾール用溶剤又は物理発泡剤	1
109	その他の溶剤（102から108までに掲げるものを除く。）	1
110	化学プロセス調節剤	0.02
111	着色剤（染料、顔料、色素、色材等に用いられるものをいう。）	0.01
112	水系洗浄剤（工業用のものに限る。）	0.07
113	水系洗浄剤（家庭用又は業務用のものに限る。）	1
114	ワックス（床用、自動車用、皮革用等のものをいう。）	1
115	塗料又はコーティング剤	0.01
116	インキ又は複写用薬剤	0.1
117	船底塗料用防汚剤又は漁網用防汚剤	0.9
118	殺生物剤（成形品に含まれるものに限る。）	0.04
119	殺生物剤（工業用のものであって、成形品に含まれるものを除く。）	0.2
120	殺生物剤（家庭用又は業務用のものに限る。）	0.4
121	火薬類、化学発泡剤又は固形燃料	0.02
122	芳香剤又は消臭剤	1
123	接着剤、粘着剤又はシーリング材	0.02
124	レジスト材料、写真材料又は印刷版材料	0.05
125	合成繊維又は繊維処理剤	0.2
126	紙製造用薬品又はパルプ製造用薬品	0.1
127	プラスチック、プラスチック添加剤又はプラスチック加工助剤	0.03
128	合成ゴム、ゴム用添加剤又はゴム用加工助剤	0.06
129	皮革処理剤	0.02

130	ガラス、ほうろう又はセメント	0.03
131	陶磁器、耐火物又はファインセラミックス	0.1
132	研削砥石、研磨剤、摩擦材又は固体潤滑剤	0.1
133	金属製造加工用資材	0.1
134	表面処理剤	0.1
135	溶接材料、ろう接材料又は溶断材料	0.03
136	作動油、絶縁油又は潤滑油剤	0.02
137	金属等加工油又は防錆油	0.03
138	電気材料又は電子材料	0.01
139	電池材料（一次電池又は二次電池に用いられるものに限る。）	0.03
140	水処理剤	0.05
141	乾燥剤又は吸着剤	0.09
142	熱媒体	0.08
143	不凍液	0.08
144	建設資材又は建設資材添加物	0.3
145	散布剤又は埋立処分前処理薬剤	1
146	分離又は精製プロセス剤	0.1
147	燃料又は燃料添加剤	0.004
199	輸出用のもの	0.001

(参考4) 「高分子化合物の記載」等の選択について

少量新規化学物質の構造式ファイル作成に係る事業者ガイダンス第1.3版を参照してください。

項目	説明
「高分子化合物の記載」	<p>○高分子化合物の定義（「少量新規化学物質の構造式ファイル作成に係る事業者ガイダンス第1.3版」図表2.1）（以下、セクション番号については、同ガイダンスのセクション番号を指す。）「<u>①1種類以上の単量体単位の連鎖により生成する分子の集合から構成され、3連鎖以上の分子の合計重量が全体の50%以上を占め、かつ同一分子量の分子の合計重量が全体の50%未満であること。</u>」及び「<u>②数平均分子量が1,000以上の化合物</u>」に該当する化合物は、「有」を選択又は「1」を記載してください。</p> <p>なお、溶媒に不溶である等の理由で分子量が測定できない物質は、高分子化合物の②の定義に合致するものとみなして、「有」を選択又は「1」を記載してください。</p> <p>○高分子化合物の単量体を描画し、開始剤や鎖の末端修飾を原料で描画する場合は、「高分子化合物の記載」は「有」又は「1」を、「原料の記載」は「無」又は「2」を選択又は記載してください。</p> <p>○高分子化合物であっても、単量体の構造が不明などの理由により原料を描画する場合は、下記「原料の記載」に従ってください。</p>
「主成分を記載」	<p>○図表2.1のグループ④に該当するものであって、含有率が最も大きい成分、又は個別成分の含有率が不明で2.3.4節図表2.5又は図表2.6のルールに基づき構成成分を描画する場合は、「有」を選択又は「1」を記載してください。</p> <p>○高分子化合物であって、単量体について2.3.4節に基づき主成分を描画する場合は、「高分子化合物の記載」と「主成分を記載」の両方について「有」を選択又は「1」を記載してください。</p>
「原料の記載」	<p>○図表2.1のグループ①～④に当てはまらない物質（申出物質の構造が全く判らない場合など）で、2.3.5節に基づき、申出物質を原料で描画する場合は、「有」を選択又は「1」を記載してください。</p> <p>○高分子化合物であっても、単量体の構造が不明などの理由により原料を描画する場合は、「有」を選択又は「1」を記載してください。この場合、「高分子化合物の記載」は「無」を選択又は「2」を記載してください。</p>

※一つの申出内において、「高分子化合物の記載」及び「原料の記載」の両方が「有」又は「1」となることはありませんので、ご注意ください。